

**【質疑に対する回答】**  
**宮妻峡エリア再整備事業**

| No. | 〔書類名称〕項目            | 頁  | 対 応 箇 所 |   |     |        |   | 質 問 内 容  | 回 答  |
|-----|---------------------|----|---------|---|-----|--------|---|--|--|
|     |                     |    | 部       | 章 | 節   | 項      | 目 |  |  |
| 1   | 〔募集要項〕<br>契約形態      | 9  | I       | 5 | (3) |        |   | 工事請負契約に関しては、各業務（設計業務、施工業務、工事監理業務）で契約する認識で良いか。  | 各業務を担当する者との契約を予定しています。   |
| 2   | 〔募集要項〕<br>契約形態      | 9  | I       | 5 | (3) |        |   | 施設整備の主たる事業者（施工業務）から設計業務と工事監理業務を再委託することは可能か。  | 四日市市契約施行規則（第35条）上可能です。   |
| 3   | 〔募集要項〕<br>契約形態      | 9  | I       | 5 | (3) |        |   | 「基本契約に基づき、施設整備事業者と工事請負契約を締結し、運営事業者と指定管理者基本協定を締結する」とありますが、工事請負契約は運営事業者を除く施設整備事業者と契約するという点でよろしいか？<br>工事請負契約に運営事業者を含めて契約する必要がある場合は、必ず異業種特定建設工事共同企業体にて契約する必要があるということですか？ | 施設整備業務に運営事業者（代表事業者）が含まれない場合はご認識のとおりで問題ありません。<br>工事請負契約に運営事業者を含めて契約する必要がある場合は、必ず異業種特定建設工事共同企業体にて契約する必要はありません。各業務を担当する者との契約を予定しています。 |
| 4   | 〔募集要項〕<br>参加者の構成と定義 | 11 | II      | 1 | (1) | ①      |   | 維持管理・運営業務の事業者が代表で、施設整備業務を中心として担う事業者とコンソーシアムを構成し、施設整備業務の中で設計業務及び工事監理業務を再委託する構成は応募要件を満たしておりますか？  | コンソーシアムで応募する場合は、様式3（委任状兼プロポーザル参加者の構成事業者一覧表）に記載する代表事業者及び構成事業者で参加資格要件を満たしてください。<br>なお再委託については、四日市市契約施行規則（第35条）上可能とします。               |
| 5   | 〔募集要項〕<br>参加者の構成と定義 | 11 | II      | 1 | (1) | ①<br>③ |   | 施工業務と工事監理業務が兼ねることができないため、単独事業者での応募は不可ではないか。  | 主たる業務（施工業務、維持管理運営業務）を単独事業者が実施し、設計業務や工事監理業務を再委託する場合等は、応募可能です。ただし、それぞれの業務における個別の参加資格要件を満たす必要があります。                                   |
| 6   | 〔募集要項〕<br>参加者の構成と定義 | 11 | II      | 1 | (1) | ②      |   | コンソーシアムを構成する全ての事業者は、市内の事業者という条件はありますか。   | 施工業務を行う者のうち、必ず1社以上は本市内に本店を有する者としていますが、全ての事業者が市内の事業者という条件はありません。  |
| 7   | 〔募集要項〕<br>参加者の構成と定義 | 11 | II      | 1 | (1) | ②      |   | コンソーシアムの構成員から再委託した場合は、再委託先は構成員の扱いになるのでしょうか。  | 再委託先は、構成員の扱いとなりません。  |
| 8   | 〔募集要項〕<br>参加者の構成と定義 | 11 | II      | 1 | (1) | ②      |   | コンソーシアムを構成する場合に、構成員全てが特定建設業の許可は必要か。  | 本募集では、特定建設業の許可は資格要件としていません。  |

|    |                             |    |   |   |     |        |        |  |   |
|----|-----------------------------|----|---|---|-----|--------|--------|--|---|
| 9  | 〔募集要項〕<br>参加者の構成と定義         | 11 | Ⅱ | 1 | (1) | ②      |        | コンソーシアムを構成する事業者の変更を認めないとありますが、3/6 期限で提出する参加資格要件確認申請書提出以降の変更を認めないという解釈でよろしいか。   | ご認識のとおりで問題ありません。  |
| 10 | 〔募集要項〕<br>参加者の構成と定義         | 11 | Ⅱ | 1 | (1) | ③      |        | コンソーシアムで設計業務、施工業務、工事監理業務の企業を兼ねることができないのか。  | 施工業務と工事監理業務の企業を兼ねることはできません。<br>設計業務と工事監理業務の企業を兼ねることは可能ですが、管理技術者を兼ねることはできません。  |
| 11 | 〔募集要項〕<br>参加者の構成と定義         | 11 | Ⅱ | 1 | (4) |        |        | 事業者の代表者が変更となった場合、参加者の変更として認められるのか。   | 変更を認めます。ただし、変更後も募集要項に記載した各種参加資格要件を満たす必要があります。   |
| 12 | 〔募集要項〕<br>参加者の構成と定義         | 11 | Ⅱ | 1 | (4) |        |        | 参加者の変更追加は原則認めないとありますが、管理技術者や担当技術者等の配置技術者は議決以降の事業契約時に変更はできますか？<br>また、参加申請時に複数人予備配置は可能でしょうか？   | 変更を認めます。ただし、変更後も募集要項に記載した各種参加資格要件を満たす必要があります。<br>参加申請時に技術者の複数人の予備配置は可能とします。   |
| 13 | 〔募集要項〕<br>参加者の備えるべき参加資格要件   | 12 | Ⅱ | 2 | (2) | ①      |        | 複数の設計事業者で実施する場合は、ア・イ・ウ・エの要件を、いずれも必ず1社以上で該当する必要があるとありますが、それぞれの業者が全ての要件を満たす必要が無く、複数社で全ての要件を満たせばよいと解釈してよろしいか？例えば、A社がア・イ・エの要件を満たし、B社がウの要件を満たすのでもよろしいか？ | ご認識のとおりで問題ありません。  |
| 14 | 〔募集要項〕<br>参加者の備えるべき参加資格要件   | 12 | Ⅱ | 2 | (2) | ①      | ウ      | 建築設計の管理技術者と造成設計の照査技術者は兼任してもよろしいか？  | 兼任を可能とします。ただし、建築設計の管理技術者の参加資格要件及び造成設計の照査技術者の参加資格要件を満たす必要があります。  |
| 15 | 〔募集要項〕 施設整備業務を行う者の個別の参加資格要件 | 13 | Ⅱ | 2 | (2) | ①<br>② |        | 設計業務の事業者が個人事業主の場合、工事監理業務を兼務できない認識で良いか。   | ご認識のとおりで問題ありません   |
| 16 | 〔募集要項〕 施設整備業務を行う者の個別の参加資格要件 | 13 | Ⅱ | 2 | (2) | ①<br>② |        | 造成設計の要件が管理技術者・照査技術者の配置であり、別の技術者配置で良かったか。   | ご認識のとおりで問題ありません   |
| 17 | 〔募集要項〕<br>施工業務を行う者          | 14 | Ⅱ | 1 | (2) | ③      |        | 施工業務（建築）の資格要件について、一級建築士と一級建築施工管理技士の資格者は兼ねることは可能か。  | 建築工事における監理技術者は、一級建築士と一級建築施工管理技士の資格を有することが条件となります。   |
| 18 | 〔募集要項〕<br>施工業務を行う者          | 14 | Ⅱ | 1 | (2) | ③      | エ<br>オ | 土木工事、建築工事の資格要件として、ともにB級の格付けとなっているが、全ての事業者が必要なのか。   | 施工業務を行う者で、土木工事、建築工事それぞれで必ず1社以上必要となります。  |
| 19 | 〔要求水準書〕                     | 38 | Ⅳ | 5 | (2) | ②      | イ      | 利用申込み後5日以内に金銭受領で予約確定。その後のキャンセルは利用日迄の残日数に関係なく、正当な理由なき場合は10割償却、正当な理由と判断した場合でも5割償却という解釈で良いのでしょうか？   | 利用申請を受領してから5営業日以内に金銭受領で処理（予約確定）してください。<br>使用日の前日までに使用許可の取り消しを願い出た場合において、指定管理者が相当の理由があると認めるときは5割の還付としますが、相当の理由がない場合の還付の割合は、事業者の提案とします。 |

|    |                               |   |    |   |     |  |   |   |
|----|-------------------------------|---|----|---|-----|--|---|---|
| 20 | 〔書類作成要領及び様式集〕<br>提出書類の提出方法    | 1 | I  | 1 | (2) |  | 事業提案書類は A4 サイズ合計で 30 枚以内と記載がありますが、添付する A3 図面の枚数制限はありませんか？また、1 部のみ提出する様式 5 は 30 枚以内の制限に含めますか？                                | 添付する A3 図面の枚数制限はありません。<br>様式 5 は 30 枚以内の制限に含めます。                      |
| 21 | 〔書類作成要領及び様式集〕<br>各種様式         | 3 | II |   |     |  | 各種指定の様式にもともと発注者にて記載されたテーマや注意書きについては、全て加筆・修正・削除はしてはいけませんか？   | 加筆・修正・削除は可能とします。ただし、提案内容で記載したテーマや注意書きの内容が把握できるよう、配慮してください。            |
| 22 | 〔書類作成要領及び様式集〕<br>各種様式         | 3 | II |   |     |  | 1-2 サービスの内容の提案と 2-2 工事計画の様式について、A3 横になっております。詳細資料は全て A4 片面で提出とありますが、1-2 と 2-2 の詳細説明文章は A3 でもよろしいか？A4 縦印刷も可能ですが文字が全て小さくなります。 | 1-2 と 2-2 の詳細説明文章は A3 で提出してください。<br>なお注意書きのとおり、平面図上で具体的に提案内容を示してください。 |
| 23 | 〔書類作成要領及び様式集〕<br>各種様式<br>様式 2 | 5 | II |   |     |  | 添付書類として求められている直近 3 事業年分の財務諸表についてですが、個人事業者の場合は、青色申告決算書でよろしいか？  | ご認識のとおりで問題ありません。  |